

令和 7 年

第 2 回 定例県議会議案

群馬県

令和7年第2回定例県議会議案目次

第104号議案	令和7年度群馬県一般会計補正予算（第2号）	3頁
第105号議案	令和7年度群馬県電気事業会計補正予算（第1号）	6
第106号議案	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例	7
第107号議案	群馬県森林法関係代執行費用徴収条例	10
第108号議案	群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例	12
第109号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	13
第110号議案	群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	16
第111号議案	群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	17
第112号議案	群馬県県税条例等の一部を改正する条例	20
第113号議案	大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	26
第114号議案	群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	27
第115号議案	請負契約の締結について	28
第116号議案	請負契約の締結について	29
第117号議案	請負契約の締結について	30
第118号議案	請負契約の変更について	31
第119号議案	権利の放棄について	32
第120号議案	和解について	33
第121号議案	損害賠償の額を定めることについて	34
第122号議案	高崎市の児童自立支援施設に係る事務の受託について	35
承第2号	専決処分の承認について	37
報第2号	報告書	118

第104号議案

令和7年度群馬県一般会計補正予算（第2号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,377,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809,189,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月22日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		92,486,189	1,141,111	93,627,300
	2 国 庫 補 助 金	36,347,942	1,141,111	37,489,053
11 寄 附 金		698,553	10,000	708,553
	1 寄 附 金	698,553	10,000	708,553
12 繰 入 金		65,394,180	226,858	65,621,038
	2 基 金 繰 入 金	61,873,986	226,858	62,100,844
歳 入 合 計		807,811,044	1,377,969	809,189,013

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 知 事 戦 略 費		10,641,591	186,957	10,828,548
	5 グリーンイノベーション推進費	3,483,235	154,007	3,637,242
	6 交通インフラ推進費	1,560,177	32,950	1,593,127
4 地 域 創 生 費		10,247,411	30,000	10,277,411
	1 地 域 創 生 費	1,018,479	30,000	1,048,479
5 生 活 こ ど も 費		47,978,096	359,761	48,337,857
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	11,461,256	359,761	11,821,017
6 健 康 福 祉 費		133,180,090	2,200	133,182,290
	8 地 域 福 祉 費	5,234,959	2,200	5,237,159
7 環 境 森 林 費		18,487,223	63,845	18,551,068
	3 廃 棄 物 ・ リサイクル費	363,650	52,745	416,395
	4 自 然 環 境 費	1,927,731	11,100	1,938,831
9 農 政 費		22,316,868	84,000	22,400,868
	1 農 政 費	5,233,411	32,000	5,265,411
	5 蚕 糸 特 産 費	1,566,451	52,000	1,618,451
10 産 業 経 済 費		12,300,191	5,194	12,305,385
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	990,854	5,194	996,048
13 教 育 費		172,073,002	646,012	172,719,014
	1 教 育 総 務 費	28,278,177	646,012	28,924,189
歳 出 合 計		807,811,044	1,377,969	809,189,013

第 105 号議案

令和 7 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度群馬県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 7 年度群馬県電気事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
桐生川発電所水車発電機等 更新工事請負契約	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	561,000

令和 7 年 5 月 22 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第百六号議案

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号）第七条第二項若しくは第三項、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第二十一号。以下「改正条例」という。）による改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第二十二条第一項から第三項まで又は改正条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第二十二条第三項の規定により命じた措置について、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第二条の規定により知事が行う代執行に要した費用（以下「代執行費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第二条 知事は、代執行費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

(延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（延滞金の減免）

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（災害等による期限の延長）

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、代執行費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、代執行費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる代執行費用について適用する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例等に基づき命じた措置の代
執行に要した費用の徴収に関し、必要な事項を定めようとするものである。

第百七号議案

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三又は第三十八条第一項から第四項までの規定により命じた行為について、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第二条の規定により知事が行う代執行に要した費用（以下「代執行費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第二条 知事は、代執行費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

(延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(災害等による期限の延長)

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、代執行費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、代執行費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる代執行費用について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 森林法に基づき命じた行為の代執行に要した費用の徴収に関し、必要な事項を定めようとするものである。

第百八号議案

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

群馬県地域機関設置条例（平成十六年群馬県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表群馬県西部児童相談所の項位置の欄中「高崎市」を「富岡市」に改め、同項所管区域の欄中「高崎市、」を削る。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第五条第二項の表群馬県西部児童相談所の項位置の欄の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 高崎市による児童相談所の設置に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百九号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第二十五条の表第二十一条の四第二項の項を次のように改める。

第二十一条の 四第二項	並びに第十二 条	、第十二条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十三条の二並びに第十三条の三
	定年前再任用 短時間勤務職 員	短時間勤務職員

第二十七条の表第二十一条の三第二項の項を次のように改める。

第二十二条の 三第二項	第十七条の二 並びに第十七 条の三	第十五条の二、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十五条
	定年前再任用 短時間勤務学 校職員	短時間勤務学校職員

第二十八条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条及び第三十条において同じ」を加える。

第二十九条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十九条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条

の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十九条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十九条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十九条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十九条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十条第一項中「」が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「部分休業」を「前項に規定する部分休業」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第三十一条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例第二十五条の表及び第二十七条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十九条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百十号議案

群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十号）附則第二項

二 群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十七号）附則第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百十一号議案

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

第一条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項中「者をいう」の下に「。第十八条の二において同じ」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

第十五条の三第二項中「、前項に規定する期間内における正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削る。

第十八条の三を第十八条の四とする。

第十八条の二第二項中「請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）第三十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定による改正後の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十八条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 仕事と生活の両立支援制度に関する規定を設ける等の改正を行おうとするものである。

第百十二号議案

群馬県県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、
「」に対する法人税額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう。)に対する法人税額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。)に対する法人税額」を加える。

第二十五条の二第九項第四号中「及び群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十三号)」を「、群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十三号)及び群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)」に改める。

第三十二条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十六条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第四十二条の八ただし書中「第二条の五の三第一項ただし書及び同条第二項」を「第二条の五の三第二項」に改める。

第五十六条第一項中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第四百四十二条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四百四十六条の十九第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費

又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。」を加える。

第四百七条の十九第二項中「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条の規定により交付された」を削り、「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に、「の運転免許証（以下この項及び第百六十二条第二項）を」に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（以下この項）に改め、「運転免許証」という。」の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（第百六十二条第二項において「運転免許証等」という。）」を加える。

第百六十二条第二項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

附則第八条の三第一項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

附則第二十一条第一項中「附則第十条第一項から第三項まで」を「附則第九条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「附則第十条第四項」を「附則第九条の三第四項」に改める。

附則第二十二條から第二十二條の三の四までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第二十二條 令和八年四月一日以後に第九十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第八十九条の二第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第九十一条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第九十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第八十九条の二第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加

熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第九十一条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第二十二條の二及び第二十二條の三 削除

附則第二十二條の五第一項の表第二号中「オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア」を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第十条の二の第二項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に、「オーストラリア軍隊の」を「締約国軍隊の」に、「並びに自衛隊法」を「、自衛隊法」に改め、「付されたもの」の下に「並びに日本

国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第三条第二項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車」を加える。

（群馬県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県税条例等の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第五十条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十四条の五の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県税条例第二十五条の二第九項第四号、第五十六条第一項、第四百四十二条第一項、第四百七十七条の十九第二項及び第六百六十二条第二項の改正規定並びに第二条及び附則第四条第一項の規定 公布の日

二 第一条中群馬県税条例第三十六条及び第四十二条の八の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

三 第一条中群馬県税条例附則第二十二条の五第一項の改正規定及び附則第四条第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中群馬県税条例第三十二条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例（以下「新条例」という。）第三十六条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第二十二条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、群馬県県税条例第九十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第九十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第二十二条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 群馬県県税条例第九十二条第三項の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第二十二条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例第四百二十二条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十二条の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 地方税法等の改正に伴う改正等を行おうとするものである。

第百十三号議案

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例（令和六年群馬県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「赤城ランドステーション」を「赤城ビクターセンター」に改める。

第二条中「赤城ランドステーション」を「赤城ビクターセンター」に、「及びランドステーション」を「及びビクターセンター」に改める。

第三条、第五条第二項及び第三項、第十三条第一項及び第二項並びに第十五条中「ランドステーション」を「ビクターセンター」に改める。

別表二の表中「赤城ランドステーション」を「赤城ビクターセンター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 施設名称の変更を行おうとするものである。

第百十四号議案

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年群馬県条例第十四号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年五月二十二日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 群馬県民会館を廃止しようとするものである。

第 1 1 5 号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	社会資本総合整備（仮称）碓氷川橋上部工製作架設工事
工 事 場 所	一般県道安中富岡線 西毛広域幹線道路（安中富岡工区） 安中市安中外 地内
契 約 金 額	1, 1 1 0, 4 0 7, 1 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市表町 2 丁目 3 - 6 川田工業株式会社群馬営業所 所長 池田 守

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 6 号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	令和 7 年度 県立伊勢崎特別支援学校整備 新校舎北棟建築工事
工 事 場 所	伊勢崎市粕川町 地内
契 約 金 額	1, 1 5 5, 0 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	伊勢崎市西小保方町 3 3 6 第一工業株式会社 代表取締役 城田 丈紘

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 7 号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	令和 7 年度 県立伊勢崎特別支援学校整備 新校舎南棟増築建築工事
工 事 場 所	伊勢崎市粕川町 地内
契 約 金 額	5 2 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	伊勢崎市連取町 3 3 0 9 番地 7 田中建設株式会社 代表取締役 田中 正伸

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 8 号議案

請負契約の変更について

令和 6 年第 3 回前期定例県議会で議決された令和 0 6 年度県立赤城公園活性化整備赤城 L S 新築建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	996, 600, 000円	1, 285, 867, 000円

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 9 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

群馬県地域改善対策大学進学奨励費に係る債権

2 相手方及び放棄する金額

債務者	放棄する金額	貸付年度	理 由
甲	214,480円	昭和60年度	再生計画

3 理由

借受人が民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 1 7 8 条第 1 項の規定により、当該債権につきその責任を免れたため、権利を放棄するものである。

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第120号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号

第90回日本泌尿器科学会東部総会 会長 鈴木 和浩

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損失補償金5,194,000円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和7年5月22日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 2 1 号議案

損害賠償の額を定めることについて

管理総合事務所発注の工事請負契約を解除したことにより、受注者である相手方に損害を与えたことについて、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 賠償の相手方

前橋市亀泉町 1 番 1 2 号

株式会社アドヴァンス 代表取締役 森田 健一

2 賠償額

賠償額は、5,000,000円とする。

3 事件の内容

令和 6 年 1 0 月 1 0 日付けで相手方と締結した小出発電所放水庭ゲート上屋設置工事請負契約について、法令に基づく建築制限に関する企業局の事前確認が不十分であったことから、当初予定していた工期内での工事実施が困難となり、工事請負契約を解除したことによって相手方に損害を与えたものである。

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 2 2 号議案

高崎市の児童自立支援施設に係る事務の受託について

児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）の規定により児童相談所設置市が行うこととされている児童自立支援施設の設置に係る事務の委託について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、別記のとおり高崎市と協議のうえ定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

別記

群馬県と高崎市との間の児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約

(児童自立支援施設に関する事務の委託)

第1条 高崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務を群馬県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、群馬県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 群馬県が第1条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、高崎市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、群馬県知事と高崎市長が協議して定める。この場合において、群馬県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を高崎市長に送付するものとする。

(委託の期間)

第4条 第1条に規定する事務の委託の期間は、令和7年10月1日から当分の間とする。

(その他の必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、群馬県知事と高崎市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

承第2号

専決処分の承認について

- 1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和6年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和6年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和6年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和6年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和6年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和6年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和6年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）
- 9 令和6年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和6年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
- 12 令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第4号）
- 13 令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 令和6年度群馬県水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第3号）
- 16 令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第3号）
- 17 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第1号）
- 18 群馬県県税条例の一部を改正する条例
- 19 地方財政法第27条の規定による市町村の負担の変更について
- 20 地方財政法第27条の規定による市の負担の変更について
- 21 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担の変更について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第3項の規定により承認を求める。

令和7年5月22日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第8号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,073,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ818,451,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（県債の補正）

第3条 県債の補正は、「第3表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		276,000,000	10,000,000	286,000,000
	1 県 民 税	79,996,580	3,674,131	83,670,711
	2 事 業 税	78,873,069	3,000,000	81,873,069
	3 地 方 消 費 税	54,099,979	3,325,869	57,425,848
2 地 方 消 費 税 清 算 金		104,795,280	△ 1,580,526	103,214,754
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	104,795,280	△ 1,580,526	103,214,754
3 地 方 譲 与 税		44,600,000	102,906	44,702,906
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	41,734,000	88,297	41,822,297
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,297,000	40,188	2,337,188
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	69,000	1,439	70,439
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	374,000	△ 4,165	369,835
	5 森 林 環 境 譲 与 税	126,000	△ 22,853	103,147
5 地 方 交 付 税		157,367,913	△ 78,327	157,289,586
	1 地 方 交 付 税	157,367,913	△ 78,327	157,289,586
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000	△ 154,865	645,135
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000	△ 154,865	645,135
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,467,501	△ 81,280	3,386,221
	1 分 担 金	231,915	△ 8,660	223,255
	2 負 担 金	3,235,586	△ 72,620	3,162,966

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 使用料及び手数料		11,415,086	△ 73,767	11,341,319
	1 使 用 料	7,749,105	36,147	7,785,252
	2 手 数 料	3,665,981	△ 109,914	3,556,067
9 国 庫 支 出 金		99,631,298	△ 2,697,362	96,933,936
	1 国 庫 負 担 金	55,264,871	△ 359,432	54,905,439
	2 国 庫 補 助 金	42,537,194	△ 1,981,571	40,555,623
	3 委 託 金	1,829,233	△ 356,359	1,472,874
10 財 産 収 入		869,963	98,914	968,877
	1 財 産 運 用 収 入	399,305	49,881	449,186
	2 財 産 売 払 収 入	470,658	49,033	519,691
11 寄 附 金		478,615	382,259	860,874
	1 寄 附 金	478,615	382,259	860,874
12 繰 入 金		42,726,993	△ 12,682,327	30,044,666
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,155,202	△ 12,380	1,142,822
	2 基 金 繰 入 金	41,571,791	△ 12,669,947	28,901,844
14 諸 収 入		12,492,810	19,053	12,511,863
	1 延 滞 金 加 算 金 等 及 び 過 料	238,966	2,957	241,923
	2 預 金 利 子	19	239	258
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,517,546	△ 391,272	3,126,274

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 受 託 事 業 収 入	547,086	△ 96,287	450,799
	5 収 益 事 業 収 入	4,095,956	241,269	4,337,225
	6 雑 入	4,093,237	262,147	4,355,384
15 県 債		60,548,800	△ 6,328,000	54,220,800
	1 県 債	60,548,800	△ 6,328,000	54,220,800
歳 入 合 計		831,525,274	△ 13,073,322	818,451,952

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,499,474	△ 18,420	1,481,054
	1 議 会 費	1,499,474	△ 18,420	1,481,054
2 知 事 戦 略 費		8,100,134	△ 394,251	7,705,883
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,172,879	△ 40,809	1,132,070
	2 メ デ ィ ア プ ロ モーション 費	1,179,429	△ 37,729	1,141,700
	3 デジタルトランスフォーメーション 費	2,463,400	△ 37,605	2,425,795
	4 グリー ン イ ノ ベー シ ョ ン 推 進 費	1,483,764	△ 238,833	1,244,931
	5 交 通 イ ノ ベー シ ョ ン 推 進 費	1,448,335	△ 31,039	1,417,296
	6 地 域 外 交 費	352,327	△ 8,236	344,091
3 総 務 費		48,238,613	△ 807,198	47,431,415
	1 総 務 管 理 費	32,905,219	△ 337,915	32,567,304
	2 徴 税 費	9,375,144	△ 139,980	9,235,164
	3 市 町 村 振 興 費	1,055,530	△ 7,468	1,048,062
	4 選 挙 費	1,227,191	△ 273,471	953,720
	5 統 計 費	405,044	△ 19,802	385,242
	6 危 機 管 理 費	2,040,066	△ 14,812	2,025,254
	7 消 防 保 安 費	920,201	△ 9,427	910,774
	8 人 事 委 員 会 費	144,250	△ 2,186	142,064
	9 監 査 委 員 費	165,968	△ 2,137	163,831

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 域 創 生 費		8,026,408	△ 341,298	7,685,110
	1 地 域 創 生 費	1,008,513	△ 25,161	983,352
	2 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 推 進 費	559,747	△ 67,630	492,117
	3 文 化 振 興 費	3,153,187	△ 133,607	3,019,580
	4 文 化 財 保 護 費	324,482	△ 4,519	319,963
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,602,371	△ 90,079	1,512,292
	6 湯けむり国スポ・全 ス ポ ぐ ん ま 準 備 費	1,378,108	△ 20,302	1,357,806
5 生 活 こ ど も 費		46,362,623	△ 1,522,038	44,840,585
	1 生 活 こ ど も 費	598,964	69,929	668,893
	2 こ だ も ・ 子 育 て 支 援 費	23,224,154	△ 909,947	22,314,207
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	10,042,181	△ 422,666	9,619,515
	4 児 童 福 祉 費	12,166,385	△ 250,682	11,915,703
	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費	180,820	△ 5,953	174,867
	6 消 費 生 活 費	150,119	△ 2,719	147,400
6 健 康 福 祉 費		148,586,961	△ 2,748,859	145,838,102
	1 健 康 福 祉 費	2,618,493	△ 105,781	2,512,712
	2 医 務 費	12,905,934	△ 600,547	12,305,387
	3 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 費	20,892,630	△ 100,915	20,791,715
	4 健 康 長 寿 社 会 づ く り 推 進 費	492,776	△ 17,547	475,229

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 薬 務 費	289,402	△ 54,664	234,738
	6 国 保 医 療 費	53,161,944	△ 687,811	52,474,133
	7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	1,118,423	△ 49,937	1,068,486
	8 地 域 福 祉 費	6,990,636	△ 60,138	6,930,498
	9 監 査 指 導 費	156,404	△ 3,694	152,710
	10 介 護 高 齢 費	31,886,637	△ 610,680	31,275,957
	11 障 害 政 策 費	18,073,682	△ 457,145	17,616,537
7 環 境 森 林 費		15,535,172	△ 468,491	15,066,681
	1 環 境 政 策 費	1,384,331	△ 126,655	1,257,676
	2 環 境 保 全 費	286,700	△ 8,108	278,592
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	333,690	△ 33,463	300,227
	4 自 然 環 境 費	2,245,224	△ 8,746	2,236,478
	5 林 政 費	4,714,016	△ 160,192	4,553,824
	6 林 業 振 興 費	1,033,424	△ 92,179	941,245
	7 森 林 保 全 費	5,537,787	△ 39,148	5,498,639
8 労 働 費		1,933,661	△ 205,664	1,727,997
	1 労 働 政 策 費	1,830,696	△ 204,093	1,626,603
	2 労 働 委 員 会 費	102,965	△ 1,571	101,394

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 農 政 費		22,111,552	△ 885,509	21,226,043
	1 農 政 費	4,761,828	△ 254,616	4,507,212
	2 農 業 構 造 政 策 費	1,793,961	△ 203,875	1,590,086
	3 米 麦 畜 産 費	1,558,003	△ 46,399	1,511,604
	4 野 菜 花 き 費	4,161,831	△ 229,253	3,932,578
	5 蚕 糸 特 産 費	1,774,200	△ 88,934	1,685,266
	6 ぐ ん ま プ ラ ン ド 推 進 費	287,853	△ 22,175	265,678
	7 農 村 整 備 費	7,773,876	△ 40,257	7,733,619
10 産 業 経 済 費		9,547,509	△ 1,316,791	8,230,718
	1 産 業 政 策 費	2,299,586	△ 39,698	2,259,888
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	505,460	△ 46,426	459,034
	3 地 域 企 業 支 援 費	4,938,229	△ 1,039,189	3,899,040
	4 観 光 魅 力 創 出 費	815,346	△ 36,572	778,774
	5 e スポーツ・クリ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	988,888	△ 154,906	833,982
11 県 土 整 備 費		86,694,192	367,228	87,061,420
	1 土 木 管 理 費	4,358,707	△ 81,091	4,277,616
	2 道 路 管 理 費	19,012,615	673,980	19,686,595
	3 道 路 整 備 費	34,656,242	△ 26,807	34,629,435

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 河 川 費	11,493,685	△ 138,178	11,355,507
	6 都 市 計 画 費	476,148	△ 2,466	473,682
	7 都 市 整 備 費	3,736,301	△ 3,959	3,732,342
	8 下 水 環 境 費	1,885,736	△ 38,012	1,847,724
	9 建 築 費	65,368	△ 6,907	58,461
	10 住 宅 政 策 費	2,741,062	△ 9,332	2,731,730
12 警 察 費		46,896,424	△ 729,474	46,166,950
	1 警 察 管 理 費	41,895,608	△ 675,799	41,219,809
	2 警 察 活 動 費	5,000,816	△ 53,675	4,947,141
13 教 育 費		169,605,513	△ 2,499,511	167,106,002
	1 教 育 総 務 費	29,781,524	△ 1,243,100	28,538,424
	2 小 学 校 費	54,261,828	△ 361,377	53,900,451
	3 中 学 校 費	32,545,821	△ 290,296	32,255,525
	4 高 等 学 校 費	29,786,815	△ 258,838	29,527,977
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,085,568	△ 184,727	14,900,841
	6 学 校 建 設 事 業 費	4,957,353	△ 9,816	4,947,537
	7 社 会 教 育 費	705,446	△ 22,919	682,527

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	8 健 康 体 育 費	481,651	△ 81,061	400,590
	9 大 学 費	1,999,507	△ 47,377	1,952,130
14 災 害 復 旧 費		1,385,728	△ 524,352	861,376
	1 農 林 水 産 施 設 費 災 害 復 旧 費	59,500	△ 53,773	5,727
	2 公 共 土 木 施 設 費 災 害 復 旧 費	1,326,228	△ 470,579	855,649
15 公 債 費		95,855,929	△ 523,202	95,332,727
	1 公 債 費	95,855,929	△ 523,202	95,332,727
16 諸 支 出 金		120,445,381	△ 455,492	119,989,889
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	54,565,015	△ 1,020	54,563,995
	2 利 子 割 交 付 金	136,360	△ 41,210	95,150
	3 配 当 割 交 付 金	2,382,037	△ 135,555	2,246,482
	4 株 式 等 譲 渡 所 金 得 割 交 付 金	3,201,624	△ 167,760	3,033,864
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	6,094,341	△ 81,251	6,013,090
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	52,077,836	△ 13,571	52,064,265
	7 ゴ ル フ 場 利 金 用 税 交 付 金	752,580	△ 15,115	737,465
	9 利 子 割 精 算 金	10	△ 10	
歳 出 合 計		831,525,274	△ 13,073,322	818,451,952

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 総務費	1 総務管理費	群馬会館維持管理	1,403
		会計事務管理運営	3,627
	7 消防保安費	消防学校運営	325
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	4,413
		地域公共事業調整費	12,216
	3 文化振興費	世界遺産継承推進	87,656
		博物館展示	418
	4 文化財保護費	文化財保存管理指導	9,782
	5 スポーツ振興費	国民スポーツ大会	6,875
		スポーツ施設管理・整備	61,800
	6 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備費	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会	25,784
5 生活こども費	4 児童福祉費	中央児童相談所一時保護	9,997
		ぐんま学園運営	15,169
6 健康福祉費	8 地域福祉費	生活保護実施	9,249
	10 介護高齢費	地域医療介護総合確保対策	419,760
7 環境森林費	1 環境政策費	総務調整費	2,090
	4 自然環境費	鳥獣保護	863
		狩猟の適正化	12,288
9 農政費	1 農政費	総務調整費	4,851
		家畜伝染病予防	50,000
	4 野菜花き費	野菜振興	22,050
		フラワーパーク改修	1,344,063
	5 蚕糸特産費	鳥獣害防止	6,908
10 産業経済費	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	施設活用	3,542
		映像制作サポート	49,116
13 教育費	1 教育総務費	教育施設等特別維持整備	1,870
		県立夜間中学教育支援体制充実	920
	4 高等学校費	高等学校運営	29,835
	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	1,722,019
		特別支援学校施設整備	419,479

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
2 知 事 戦 略 費	5 交通インノベーション推進費	公 共 交 通 整 備	3,900	4,800
3 総 務 費	1 総 務 管 理 費	県 庁 舎 等 運 営 管 理	229,000	287,535
		財 産 活 用	379,669	431,400
6 健 康 福 祉 費	11 障 害 政 策 費	施 設 サ ー ビ ス	1,165,691	1,019,813
7 環 境 森 林 費	5 林 政 費	補 助 公 共 造 林	131,583	134,159
	6 林 業 振 興 費	き の こ 等 振 興 対 策	183,539	77,174
	7 森 林 保 全 費	農山漁村地域整備（治山）	334,000	348,000
9 農 政 費	4 野 菜 花 き 費	農 業 技 術 セ ン タ ー 運 営	727,342	734,690
10 産 業 経 済 費	4 観 光 魅 力 創 出 費	リ ト リ ー ト 推 進	22,181	92,514
11 県 土 整 備 費	10 住 宅 政 策 費	古 民 家 再 生 ・ 活 用 推 進	5,798	5,966
		社 会 資 本 総 合 整 備	240,788	298,854
12 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警 察 施 設 整 備	84,435	240,986
	2 警 察 活 動 費	交 通 安 全 施 設 整 備	3,245	236,654
14 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 費 災 害 復 旧 費	農 地 災 害 復 旧	15,500	

第3表 県債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
東 京 事 務 所 運 営 費	8,000	
公 共 交 通 整 備 費	34,000	
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	335,000	115,000
財 産 活 用 費	996,000	776,000
危 機 管 理 ・ 防 災 対 策 推 進 費	325,000	317,000
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	1,099,000	1,098,000
防 災 ヘ リ 事 故 慰 霊 等 費	97,000	27,000
文 化 施 設 整 備 推 進 費	112,000	102,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	107,000	27,000
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備 費	29,000	26,000
第 8 3 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 8 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	37,000	3,000
第 7 9 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 冬 季 大 会 費	11,000	
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 費	13,000	
児 童 養 護 施 設 等 対 策 費	14,000	
児 童 相 談 費	10,000	
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	49,000	48,000
試 験 検 査 費	13,000	
医 務 行 政 推 進 費	8,000	
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 費	6,000	
食 品 安 全 検 査 総 合 推 進 費	25,000	
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	106,000	104,000
施 設 サ ー ビ ス 費	292,000	208,000
狩 猟 の 適 正 化 費	7,000	
自 然 公 園 等 整 備 費	698,000	146,000
補 助 公 共 治 山 費	1,074,000	1,068,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	503,000	498,000
単 独 公 共 治 山 費	1,516,000	1,515,000
浅 間 家 畜 育 成 牧 場 職 員 公 舎 整 備 費	31,000	
フ ラ ワ ー パ ー ク 改 修 費	1,228,000	200,000
農 業 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	384,000	377,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
鳥 獣 害 防 止 費	200,000	199,000
冷 水 性 魚 類 生 産 技 術 研 究 費	152,000	147,000
小 規 模 農 村 整 備 費	199,000	65,000
単 独 農 村 整 備 費	66,000	65,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	344,000	342,000
土 地 改 良 施 設 突 発 事 故 復 旧 費	7,000	
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	36,000	22,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	108,000	80,000
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 費	15,000	
観 光 施 設 等 特 別 維 持 整 備 費	8,000	
レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 管 理 費	1,000	
ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	24,000	22,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	1,521,000	1,037,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	553,000	69,000
単 独 道 路 改 築 費	1,071,000	73,000
単 独 橋 り ょ う 予 防 保 全 費	157,000	43,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	5,839,000	5,838,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	961,000	874,000
単 独 河 川 改 修 費	650,000	649,000
河 川 維 持 補 修 費	1,989,000	1,865,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	2,314,000	2,313,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (河 川)	182,000	180,000
大 規 模 特 定 河 川 費	669,000	668,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,410,000	1,409,000
単 独 砂 防 施 設 費	247,000	256,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	562,000	498,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	1,776,000	1,775,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	255,000	275,000
航 空 整 備 費	5,000	
単 独 街 路 費	126,000	30,000
敷 島 公 園 新 水 泳 場 整 備 費	8,000	

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	47,000	
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	409,000	407,000
警 察 施 設 整 備 費	814,000	192,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	819,000	769,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,322,000	3,141,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	920,000	914,000
生 涯 学 習 セ ン タ ー 施 設 管 理 費	12,000	10,000
施 設 整 備 費	171,000	150,000
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	704,000	634,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	214,000	60,000

専 決 理 由

議会運営ほか625事業については、事業費の確定・国庫補助金及び県債の決定等により年度内に予算措置を必要とし、また、群馬会館維持管理ほか43事業については、工事遅延等により、予算の一部を翌年度に繰り越して使用する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

2 令和6年度群馬県農業改良資金特別会計 補正予算（第1号）

令和6年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		193	△ 154	39
	1 一 般 会 計 繰 入 金	193	△ 154	39
2 繰 越 金		6,519	△ 483	6,036
	1 繰 越 金	6,519	△ 483	6,036
3 諸 収 入		10,996	548	11,544
	2 貸 付 金 元 利 収 入	10,936	548	11,484
歳 入 合 計		17,708	△ 89	17,619

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 政 費		6,158	△ 89	6,069
	1 農 業 金 融 費	6,158	△ 89	6,069
歳 出 合 計		17,708	△ 89	17,619

専 決 理 由

群馬県農業改良資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

3 令和6年度群馬県県有模範林施設費特別会計 補正予算（第2号）

令和6年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		198	△ 198	
	1 国 庫 負 担 金	198	△ 198	
3 財 産 収 入		14,330	△ 7,388	6,942
	2 財 産 売 払 収 入	13,100	△ 7,388	5,712
4 寄 附 金		1,650	△ 1,144	506
	1 寄 附 金	1,650	△ 1,144	506
5 繰 入 金		48,200	△ 2,488	45,712
	1 一 般 会 計 繰 入 金	48,200	△ 2,488	45,712
6 繰 越 金		12,128	△ 3,773	8,355
	1 繰 越 金	12,128	△ 3,773	8,355
7 諸 収 入		90	84	174
	1 雑 入	90	84	174
歳 入 合 計		76,602	△ 14,907	61,695

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		48,897	△ 14,907	33,990
	1 林 政 費	48,897	△ 14,907	33,990
歳 出 合 計		76,602	△ 14,907	61,695

専 決 理 由

群馬県県有模範林施設費特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

4 令和6年度群馬県中小企業高度化資金特別会計 補正予算（第2号）

令和6年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,706千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第2条 県債の補正は、「第2表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		61,827	△ 5,000	56,827
	1 一 般 会 計 繰 入 金	61,827	△ 5,000	56,827
2 繰 越 金		5,094	△ 840	4,254
	1 繰 越 金	5,094	△ 840	4,254
3 諸 収 入		47,202	△ 3,861	43,341
	1 貸 付 金 元 利 収 入	47,192	△ 3,861	43,331
4 県 債		511,443	△ 5	511,438
	1 県 債	511,443	△ 5	511,438
歳 入 合 計		625,566	△ 9,706	615,860

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		587,372	△ 7,177	580,195
	1 中 小 企 業 高 度 費 化 資 金 助 成 費	587,372	△ 7,177	580,195
2 公 債 費		37,194	△ 2,529	34,665
	1 公 債 費	37,194	△ 2,529	34,665
歳 出 合 計		625,566	△ 9,706	615,860

第2表 県債補正
変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
商業集団化等資金貸付費	511,443	511,438

専 決 理 由

群馬県中小企業高度化資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

5 令和6年度群馬県収入証紙特別会計 補正予算（第1号）

令和6年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91,580千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,077,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		5,849,000	△ 121,403	5,727,597
	1 証 紙 収 入	5,849,000	△ 121,403	5,727,597
2 繰 越 金		319,821	29,698	349,519
	1 繰 越 金	319,821	29,698	349,519
3 諸 収 入		3	125	128
	1 預 金 利 子	3	125	128
歳 入 合 計		6,168,824	△ 91,580	6,077,244

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		6,168,824	△ 91,580	6,077,244
	1 証 紙 管 理 費	6,168,824	△ 91,580	6,077,244
歳 出 合 計		6,168,824	△ 91,580	6,077,244

専 決 理 由

群馬県収入証紙特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

6 令和6年度群馬県林業改善資金特別会計 補正予算（第1号）

令和6年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,834千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1	△ 1	
	1 手数料	1	△ 1	
3 繰越金		143,718	△ 128,562	15,156
	1 繰越金	143,718	△ 128,562	15,156
4 諸収入		287,368	△ 2,271	285,097
	2 貸付金元利収入	197,268	△ 2,271	194,997
歳入合計		431,657	△ 130,834	300,823

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環境森林費		431,557	△ 130,834	300,723
	1 林業振興費	431,557	△ 130,834	300,723
歳出合計		431,657	△ 130,834	300,823

専 決 理 由

群馬県林業改善資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

7 令和6年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第2号）

令和6年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,944千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,918,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		940,000	88,944	1,028,944
	1 財 産 運 用 収 入	940,000	88,944	1,028,944
2 繰 入 金		38,224,473	△ 2,876	38,221,597
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,617,809	△ 91,820	25,525,989
	2 減 債 基 金 繰 入 金	12,606,664	88,944	12,695,608
3 諸 収 入			2,876	2,876
	1 預 金 利 子		2,876	2,876
歳 入 合 計		70,829,473	88,944	70,918,417

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		70,829,473	88,944	70,918,417
	1 公 債 費	70,829,473	88,944	70,918,417
歳 出 合 計		70,829,473	88,944	70,918,417

専 決 理 由

群馬県公債管理特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

8 令和6年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第2号）

令和6年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,592,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,666,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		3,092,458	△ 952,552	2,139,906
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,092,458	△ 952,552	2,139,906
2 諸 収 入		132,166,311	△ 7,639,708	124,526,603
	1 貸 付 金 元 利 収 入	131,792,301	△ 7,416,147	124,376,154
	2 雑 入	374,010	△ 223,561	150,449
歳 入 合 計		135,258,769	△ 8,592,260	126,666,509

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		135,258,769	△ 8,592,260	126,666,509
	1 金 融 対 策 費	135,176,778	△ 8,584,507	126,592,271
	2 繰 出 金	81,991	△ 7,753	74,238
歳 出 合 計		135,258,769	△ 8,592,260	126,666,509

専 決 理 由

群馬県中小企業振興資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

9 令和6年度群馬県新エネルギー特別会計 補正予算（第1号）

令和6年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,036千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		2,735	△ 2,036	699
	1 財 産 売 払 収 入	2,735	△ 2,036	699
歳 入 合 計		2,735	△ 2,036	699

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 知 事 戦 略 費		2,735	△ 2,036	699
	1 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 費	2,735	△ 2,036	699
歳 出 合 計		2,735	△ 2,036	699

専 決 理 由

群馬県新エネルギー特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

10 令和6年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和6年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,256,262千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,616,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		110,996,806	△ 145,513	110,851,293
	1 負 担 金	110,996,806	△ 145,513	110,851,293
2 国 庫 支 出 金		47,552,048	△ 986,013	46,566,035
	1 国 庫 負 担 金	33,765,866	△ 711,902	33,053,964
	2 国 庫 補 助 金	13,786,182	△ 274,111	13,512,071
4 繰 入 金		11,580,681	△ 124,736	11,455,945
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,539,666	△ 124,736	11,414,930
歳 入 合 計		173,873,244	△ 1,256,262	172,616,982

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 健 康 福 祉 費		173,863,244	△ 1,256,262	172,606,982
	1 国 民 健 康 保 険 運 営 費	173,839,716	△ 1,256,262	172,583,454
歳 出 合 計		173,873,244	△ 1,256,262	172,616,982

専 決 理 由

群馬県国民健康保険特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

11 令和6年度群馬県流域下水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	2,215,994 千円	△30,980 千円	2,185,014 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	33,196 千円	△1,277 千円	31,919 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	10,685,129千円	△6,109千円	10,679,020千円
第2項 営業外収益	5,815,563千円	△6,109千円	5,809,454千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,530,089千円	△58,301千円	10,471,788千円
第1項 営業費用	10,308,662千円	△58,301千円	10,250,361千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金117,231千円」を「過年度分損益勘定留保資金118,041千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,704千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,894千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業資本的収入	2,548,190千円	△32,257千円	2,515,933千円
第1項 企業債	903,000千円	△11,000千円	892,000千円
第2項 国庫補助金	1,127,513千円	△15,118千円	1,112,395千円
第4項 工事費負担金	496,529千円	△6,139千円	490,390千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業資本的支出	3,577,448千円	△32,257千円	3,545,191千円
第1項 建設改良費	2,249,190千円	△32,257千円	2,216,933千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
流域下水道事業	903,000	892,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	403,654千円	△1,500千円	402,154千円

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和７年３月３１日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県流域下水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

12 令和6年度群馬県電気事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	11,719,029 千円	248,382 千円	11,967,411 千円

（2）主要な建設改良事業

ロ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	58,970 千円	△58,555 千円	415 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	1,989,977 千円	△453,771 千円	1,536,206 千円

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	1,609,844 千円	△16,072 千円	1,593,772 千円

ヘ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	1,794,060 千円	△99,724 千円	1,694,336 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	13,131,139千円	248,382千円	13,379,521千円
第1項 営業収益	13,009,394千円	248,382千円	13,257,776千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	8,846,404千円	660,123千円	9,506,527千円
第1項 営業費用	7,566,880千円	△89,336千円	7,477,544千円
第3項 営業外費用	474,337千円	742,536千円	1,216,873千円
第4項 特別損失	701,294千円	6,923千円	708,217千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額15,989,601千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額14,304,940千円」に、「過年度分損益勘定留保資金10,626,707千円」を「過年度分損益勘定留保資金8,942,046千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	16,324,783千円	△1,684,661千円	14,640,122千円
第1項 建設改良費	12,451,072千円	△728,917千円	11,722,155千円
第3項 出資金及び貸付金	2,476,453千円	△955,744千円	1,520,709千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県電気事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

13 令和6年度群馬県工業用水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 給 水 料 金	1,760,489 千円	△12,571 千円	1,747,918 千円

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	339,234 千円	△24,974 千円	314,260 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,056,263千円	△11,933千円	2,044,330千円
第1項 営 業 収 益	1,760,489千円	△12,571千円	1,747,918千円
第2項 営 業 外 収 益	295,774千円	638千円	296,412千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,079,949千円	△105,761千円	1,974,188千円
第1項 営 業 費 用	1,881,978千円	△124,638千円	1,757,340千円
第2項 営 業 外 費 用	177,971千円	18,877千円	196,848千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額604,428千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額641,454千円」に、「当年度分損益勘定留保資金313,854千円」を「当年度分損益勘定留保資金350,880千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	工業用水道事業資本的收入	479,000千円	△62,000千円	417,000千円
第1項	他会計からの長期借入金	479,000千円	△62,000千円	417,000千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業資本的支出	1,083,428千円	△24,974千円	1,058,454千円
第1項	建設改良費	339,234千円	△24,974千円	314,260千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	261,633千円	5,420千円	267,053千円

上記のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県工業用水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

14 令和6年度群馬県水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	367,648 千円	△64,803 千円	302,845 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	4,756,186千円	1,024千円	4,757,210千円
第2項 営業外収益	266,020千円	1,024千円	267,044千円
支 出			
第1款 水道事業費用	4,459,773千円	△146,709千円	4,313,064千円
第1項 営業費用	4,019,990千円	△231,854千円	3,788,136千円
第2項 営業外費用	339,783千円	85,145千円	424,928千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,757,860千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,715,953千円」に、「過年度分損益勘定留保資金256,355千円」を「過年度分損益勘定留保資金214,448千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業 資本的収入	29,336千円	△23,296千円	6,040千円
第1項	工事費負担金	29,336千円	△27,696千円	1,640千円
第2項	雑収入		4,400千円	4,400千円
		支	出	
第1款	水道事業 資本的支出	1,787,196千円	△65,203千円	1,721,993千円
第1項	建設改良費	799,561千円	△65,203千円	734,358千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

15 令和6年度群馬県団地造成事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	137,357㎡	4,634,568 千円	△50,652㎡	△1,737,130 千円	86,705㎡	2,897,438 千円
高崎玉村スマート I C 北 地 区 工 業 団 地	137,357㎡		△50,652㎡		86,705㎡	
ロ 住宅団地等分譲	8,158㎡	225,120 千円	△5,501㎡	△146,617 千円	2,657㎡	78,503 千円
城 の 岡 住 宅 団 地	577㎡		△577㎡			
ふれあいタウン ち よ だ （住宅用地）	2,671㎡		△1,843㎡		828㎡	
（商業用地）	1,323㎡		△1,323㎡			
板倉ニュータウン （住宅用地）	2,525㎡		△985㎡		1,540㎡	
（商業用地）	773㎡		△773㎡			

(2) 主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	6,323,450 千円	113.0ha	△1,167,972 千円		5,155,478 千円	113.0ha
館林北部第四 工 業 団 地	424,000 千円	19.3ha	△31,000 千円		393,000 千円	19.3ha
伊勢崎南部国領 産 業 団 地	1,446,450 千円	18.6ha	△18,566 千円		1,427,884 千円	18.6ha
沼 田 横 塚 産 業 団 地	145,000 千円	18.9ha	△8,738 千円		136,262 千円	18.9ha
館 林 大 島 工 業 団 地	4,308,000 千円	56.2ha	△1,109,668 千円		3,198,332 千円	56.2ha
ロ 住宅団地造成	721,300 千円	3.2ha	△156,536 千円		564,764 千円	3.2ha
板倉ニュータウン (住宅団地)	721,300 千円	3.2ha	△156,536 千円		564,764 千円	3.2ha

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 団地造成事業収益	4,917,057千円	△1,883,747千円	3,033,310千円
第1項 営 業 収 益	4,915,409千円	△1,883,747千円	3,031,662千円
支 出			
第1款 団地造成事業費用	3,969,090千円	△1,470,150千円	2,498,940千円
第1項 営 業 費 用	3,924,914千円	△1,468,382千円	2,456,532千円
第2項 営 業 外 費 用	6,981千円	△6,500千円	481千円
第4項 特 別 損 失	2,195千円	4,732千円	6,927千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額7,800,064千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,277,896千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,538,168千円」を「過年度分損益勘定留保資金6,016,000千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業 資本的支出	7,800,138千円	△1,522,168千円	6,277,970千円
第1項 土地造成費	7,513,508千円	△1,383,900千円	6,129,608千円
第2項 開発調査費	99,760千円	△62,794千円	36,966千円
第3項 業務設備整備費	71,870千円	△60,474千円	11,396千円
第4項 出資金及び貸付金	15,000千円	△15,000千円	

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

変 更

種 類	名 称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2 処分する資産	土地 高崎玉村スマートIC 北地区工業団地	137,357㎡	△50,652㎡	86,705㎡	売払い

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県団地造成事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

16 令和6年度群馬県施設管理事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第2款 賃貸ビル事業費用	215,893千円	△5,500千円	210,393千円
第1項 営業費用	214,765千円	△5,500千円	209,265千円
第3款 ゴルフ場事業費用	486,739千円	32,459千円	519,198千円
第1項 営業費用	458,497千円	△20千円	458,477千円
第2項 営業外費用	18,242千円	32,479千円	50,721千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,923千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額339,566千円」に、「当年度分損益勘定留保資金81,101千円」を「当年度分損益勘定留保資金84,744千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	99,990千円	△72,710千円	27,280千円
第1項 他会計からの長期借入金	99,990千円	△72,710千円	27,280千円

第2款	ゴルフ場事業 資本的収入	924,826千円	△14,157千円	910,669千円
第1項	他会計からの 長期借入金	924,826千円	△14,157千円	910,669千円
	支		出	
第2款	賃貸ビル事業 資本的支出	112,390千円	△70,246千円	42,144千円
第1項	建設改良費	100,390千円	△70,246千円	30,144千円
第3款	ゴルフ場事業 資本的支出	1,245,349千円	△12,978千円	1,232,371千円
第1項	建設改良費	1,030,478千円	△12,978千円	1,017,500千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県施設管理事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

17 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ807,811,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月15日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰 入 金		65,383,136	11,044	65,394,180
	2 基 金 繰 入 金	61,862,942	11,044	61,873,986
歳 入 合 計		807,800,000	11,044	807,811,044

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 環 境 森 林 費		18,476,179	11,044	18,487,223
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	352,606	11,044	363,650
歳 出 合 計		807,800,000	11,044	807,811,044

専 決 理 由

不適正処理対策における歳入歳出予算については、予算の執行時期から早急に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

十八 群馬県県税条例の一部を改正する条例

群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「控除の限度額で施行令第九条の七第四項に規定するもの又は同法第十二条第二項の控除の限度額で施行令第九条の七第五項に規定するもの」を「地方法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額」に、「同条第六項及び第七項」を「施行令第九条の七第四項及び第五項」に、「同条第八項から第十七項まで」を「同条第六項から第十五項まで」に、「（同条第六項及び第七項）を」（同条第四項及び第五項）に改め、同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第九項中「第九条の七の二第三項」を「第九条の七の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則第八条の三第一項及び第十五条の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の五に次の一項を加える。

5 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち同条第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油（第百四十一条第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第百四十二条第一項（第五号（消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第二十二條の五の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第二十二條の五の二 前条第一項の表第三号に掲げる用途に供する軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第四百四十六條の十九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合には、第四百四十六條の二十一第三項の規定は、適用しない。

3 特例対象事業者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則附則第四條の八の二第一項に規定する事項を、知事に届け出なければならない。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の施行規則附則第四條の八の二第四項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

6 知事は、第三項又は第四項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を第一項の製造を行う場所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

7 第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第二項において準用する第四百四十六條の十三の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第二十二條の五の二第一項の製造に関する事項その他」とする。

附則第二十二條の八の二中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第二条 改正後の附則第二十二條の五第五項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 改正後の附則第二十二條の五の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（群馬県税条例第四百一条第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

右のとおり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決処分する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の一部が令和 7 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、群馬県県税条例等の一部を改正する必要があるので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分するものである。

19 地方財政法第27条の規定による 市町村の負担の変更について

令和7年第1回定例県議会で議決された令和6年度社会資本総合整備（砂防）事業費及び事業間連携砂防事業費に係る地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定による市町村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担 市町村名	事業費		負担額	
		議決された額	変更しようとする額	議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 （砂防）		円	円	円	円
	高崎市	90,000,000	160,000,000	9,000,000	16,000,000
	桐生市		210,000,000		21,000,000
	沼田市		10,000,000		1,000,000
	藤岡市	30,000,000	93,000,000	3,000,000	9,300,000
	安中市	2,000,000	65,000,000	200,000	6,500,000
	上野村	290,000,000	450,000,000	14,500,000	22,500,000
	下仁田町		92,000,000		4,600,000
	高山村		15,000,000		1,500,000
	川場村	3,000,000	22,000,000	300,000	2,200,000
	みなかみ町	110,000,000	215,000,000	5,500,000	10,750,000
事業間 連携砂防	藤岡市	80,000,000	160,000,000	4,000,000	8,000,000
	みなかみ町		70,000,000		7,000,000

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

事業費の変更に伴い、市町村の負担金の額を早急に変更する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

20 地方財政法第27条の規定による 市の負担の変更について

令和7年第1回定例県議会で議決された令和6年度社会資本総合整備（街路）事業費及び無電柱化推進事業費に係る地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定による市の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市名	事業費		負担額	
		議決された額	変更しようとする額	議決された額	変更しようとする額
社会資本総合整備（街路）	高崎市	円 130,000,000	円 219,250,000	円 23,400,000	円 39,465,000
	桐生市	160,000,000	169,800,000	28,800,000	30,564,000
無電柱化推進	館林市	50,000,000	88,000,000	9,000,000	15,840,000
	渋川市	119,000,000	194,000,000	21,420,000	34,920,000
	安中市	200,000,000	272,000,000	36,000,000	48,960,000

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

事業費の変更に伴い、市の負担金の額を早急に変更する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

21 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担の変更について

令和6年第1回定例県議会で議決された令和6年度下水道事業に係る下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定による市町村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (奥利根処理区)	円 456,266,000	円 354,701,000	沼田市	円 56,887,000	円 43,502,655
			みなかみ町	52,440,000	40,150,429
社会資本 総合整備 (県央処理区)	1,953,183,000	1,035,474,000	前橋市	110,171,000	64,139,783
			高崎市	149,196,000	86,550,562
			渋川市	27,194,000	15,869,835
			藤岡市	15,076,000	8,722,945
			富岡市	10,887,000	6,364,403
			安中市	11,155,000	6,505,763
			榛東村	4,274,000	2,494,637
			吉岡町	13,719,000	7,970,316
			甘楽町	8,575,000	5,004,910
			玉村町	19,910,000	11,625,792
社会資本 総合整備 (桐生処理区)	333,194,000	222,799,000	桐生市	48,989,000	32,538,117
			みどり市	14,998,000	9,962,035
社会資本 総合整備 (西邑楽処理区)	73,347,000	71,915,000	太田市	6,179,000	6,081,667
			千代田町	664,000	653,116
			大泉町	7,051,000	6,939,918
			邑楽町	1,431,000	1,408,799

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (新田処理区)	円 32,885,000	円 32,863,000	太田市	円 7,872,000	円 7,748,250
社会資本 総合整備 (佐波処理区)	524,805,000	467,262,000	伊勢崎市	125,643,000	110,144,318
			太田市	107,000	56,432
単独流域 下水道建設 (奥利根処理区)	3,000,000	500,000	沼田市	409,000	68,150
			みなかみ町	1,091,000	181,850
単独流域 下水道建設 (県央処理区)	33,610,000	30,600,000	前橋市	5,028,000	4,601,894
			高崎市	6,699,000	6,032,609
			渋川市	1,254,000	1,160,302
			藤岡市	669,000	594,581
			富岡市	506,000	471,614
			安中市	513,000	473,414
			榛東村	198,000	182,469
			吉岡町	621,000	562,392
			甘楽町	396,000	366,393
			玉村町	921,000	853,832
単独流域 下水道建設 (桐生処理区)	1,500,000	500,000	桐生市	574,000	191,400
			みどり市	176,000	58,600
単独流域 下水道建設 (西邑楽処理区)	1,000,000	319,000	太田市	202,000	64,310
			千代田町	22,000	6,906
			大泉町	229,000	73,387
			邑楽町	47,000	14,897

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

事業費の変更に伴い、市町村の負担金の額を早急に変更する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第2号

報 告 書

- 1 請負契約の変更について
- 2 訴えの提起について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年5月22日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 請負契約の変更について

令和7年第1回定例県議会で議決された道路改築上信新巻橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	480,590,000円	484,737,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 訴えの提起について

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和 7 年 4 月 2 3 日			
令和 7 年 4 月 2 3 日			
令和 7 年 4 月 2 4 日			
令和 7 年 5 月 1 日			
令和 7 年 5 月 1 日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。